

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年3月まで
私の年金特別便を見た会社の人に一部未納があることを教えてもらった。当時は父と一緒に農業をしていた。父が亡くなった後、私が国民年金手帳を見付けるまで父が国民年金保険料を納めていたことは全く知らなかったが、最初から納めてくれていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付していたとする申立人の父は、国民年金制度発足当初に任意加入をし、年金受給権を得るための10年間を納付しており、申立人の母も制度発足当初から国民年金に加入し、60歳到達までのすべての期間の保険料を納付していることが確認できることから納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が20歳に到達する前の昭和40年8月16日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している国民年金手帳も、申立人が20歳に到達する前の40年10月18日に発行されていることが確認できることから、申立人が居住していた市においては、20歳到達前から国民年金加入手続の準備が行われていたことが推察される。

さらに、申立人の居住している市では、当時において市役所からの集金又は納付組織による保険料徴収が行われており、申立人は20歳に到達する前に国民年金手帳の交付を受け、父と一緒に農業を営んでいたことを考え合わせると申立人は申立人の父母と一緒に納付していたものと考えするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月及び55年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月及び55年1月

私は、昭和37年4月から国民年金保険料の納付を開始し、A市で口座振替制度が開始された後は、口座振替により保険料を納付している。

夫婦で国民年金保険料を欠かさず納めているにもかかわらず、未納が2か月あるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、昭和37年4月以降は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳から、保険料の納付状況を見ると、納付が記録されている期間はすべて現年度納付されている上、夫婦の納付記録が同一であることから、申立期間に係る保険料についても夫婦一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和50年1月に結婚してから、自分の国民年金保険料は義父、義母、夫の分と一緒に納めていた。亡くなった義父が主として保険料を納付していたため詳細は分からないが、家族分は毎回一緒に納めていたはずである。結婚後の昭和51年に、家族の中で私だけ、3か月の未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間及び国民年金加入当初の約2年間を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の夫も国民年金加入当初の約2年間を除き国民年金保険料を完納しているほか、確認できる申立人夫婦の国民年金保険料納付日はほぼ一致している。

また、当時同居していた家族（義父及び義母）も、国民年金制度発足当初から国民年金保険料を完納しているなど、申立人及び申立人の家族には国民年金への高い納付意識がうかがえる。

さらに、申立期間の3か月分の保険料について、申立人の夫は当初は未納としていたことから翌年度（昭和51年7月）に過年度納付を行ったことが社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）に記録されており、申立人のみ申立期間の保険料を未納のままとしていたのは不自然であるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B製造所（現在は、C社。）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和45年6月1日、資格喪失日が46年7月1日とされ、当該期間のうち、46年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を昭和46年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、記録が1か月欠落しているとの回答を得た。昭和41年4月に入社し、平成13年10月31日に退職するまでA社に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る経歴簿及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年7月1日にA社B製造所からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B製造所に係る昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被

保険者資格記録事項訂正届から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 19 年 8 月 1 日に、事業主が申立人の資格喪失日を訂正する届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所が厚生年金保険法第 75 条の規定に基づく処理を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 6 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間、59 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 51 年に任意で国民年金の加入手続をしてから、61 年に 3 号納付になるまでの 10 年間、納付期日から遅れることはあっても必ず保険料を納付してきた。調査の上、未納とされた 21 か月の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、昭和 58 年 10 月から 12 月までの国民年金保険料は、現年度納付されている 59 年 1 月から 3 月までの保険料よりも後に納付されていることから、申立期間①から③に至る時期、申立人は保険料を必ずしも納付期間順に納付していたとは言えず、未納になっている期間があっても、新たに送付されてきた納付書を優先して納付していることがうかがえる。

また、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料も納付期間から 1 年以上後の 59 年 3 月になって過年度納付されており、当時、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料と申立期間のはざまに納付記録が残る期間の保険料について、いつ、どのような順序で納付したのか、あるいは未納期間の有無を把握していたのかなど、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 13 日から同年 9 月 3 日まで
A社に継続して勤務していたはずであるが、空白期間がある。
給与から厚生年金保険料を引き続き控除されていたので、途中で被保険者資格を喪失していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和 38 年 3 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 13 日に資格を喪失後、同年 9 月 3 日に同社において再度資格を取得しており、同年 7 月及び 8 月の被保険者記録が無いが、申立人が主張するとおり、同年 8 月 14 日に第二種運転免許を取得していることから判断して、申立期間も A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、同社の労務担当は、入社時に第二種運転免許を取得していない者に対しては、会社負担の研修制度を設け、免許を取得するまでの間は厚生年金保険に加入しておらず、当時もそのような取り扱いになっていたと考えられる旨証言しており、申立人については、運転業務に携わっていなかった入社後 3 か月間は厚生年金保険に加入させ、その後第二種運転免許を取得するための期間であった 2 か月間は厚生年金保険を適用せず、第二種運転免許取得後に再び適用したことがうかがわれる。

また、社会保険事務所の記録を見ても、申立期間の前後半年以内に申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後 2 か月以内に再取得している者が 6 人認められる。

さらに、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、そのようなことをうかがわせるような証言も得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から45年4月15日まで
② 昭和46年1月21日から同年5月1日まで

私は、教員退職後、A社に勤務した。申立期間①及び②については間違いなくA社に在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっていることは信じられない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、法人事業所として昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、37年ころに法人を解散し個人事業所となった後も厚生年金保険の適用を続け、平成元年1月18日にB社に名称を変更し、現在に至っている。

当該事業所に照会した結果、申立期間①及び②の当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとの回答は得られなかった。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立期間①及び②に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとは考え難い。

加えて、事業所ヒアリングにおいても、昭和37年ころから63年11月1日に法人登記するよりまでの期間については、A社が個人事業所であり、申立人が当該事業所の事業主であったことが確認でき、また、申立期間①及び②の期間については、当該事業所が保管する役所への申請書

類の写し等からも申立人が個人事業所であるA社の事業主であったことが確認できることから、申立人は、申立期間①及び②について、個人事業所の事業主として厚生年金保険に加入できなかったものと推認できる。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。